

■開示請求者の本人確認書類

①被保険者による開示請求の場合

ア．健康保険組合が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ．行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

②法定代理人からの開示請求の場合

１．加入者本人の確認書類（前述①と同様）

２．法定代理人の本人確認書類

当該被保険者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類

（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）

ア．戸籍謄本（抄本）

イ．住民票

ウ．登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ．家庭裁判所の証明書

オ．その他法定代理関係を確認し得る書類

③任意代理人からの開示請求の場合

１．加入者本人の確認書類（前述①と同様）

２．被保険者の署名・押印のあるレセプト開示請求にかかる「委任状」（任意様式）

３．委任状に押印された印の印鑑登録証明書